

議 案 参 考 資 料

平成29年6月 定例会

(目 次)

- 大村市職員の退職手当に関する条例の改正概要(第32号議案関係) …… (1)
- 大村市職員の退職手当に関する条例(新旧対照表)(第32号議案関係) … (2)
- 大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要(第33号議案関係) … (5)
- 大村市税条例(新旧対照表)(第1条関係)(第33号議案関係) …… (8)
- 大村市都市計画税条例(新旧対照表)(第2条関係)(第33号議案関係) (30)
- 大村市体育施設条例(新旧対照表)(第34号議案関係) …… (33)
- 大村市工場立地法に基づく準則を定める条例(新旧対照表)(第35号議案
関係) …… (34)
- 町の区域の変更位置図(第36号議案関係) …… (35)
- 消防ポンプ自動車図面(第37号議案関係) …… (36)
- 物品等入札状況調書(第37号議案関係) …… (37)
- 消防ポンプ自動車(操法仕様)図面(第38号議案関係) …… (38)
- 物品等入札状況調書(第38号議案関係) …… (39)
- 大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要(第39号議案関係) …… (40)
- 大村市消防団員等公務災害補償条例(新旧対照表)(第39号議案関係) … (41)
- 大村市国民健康保険条例の改正概要(第40号議案関係) …… (43)
- 大村市国民健康保険条例(新旧対照表)(第40号議案関係) …… (44)
- 農免農道上の自動車破損事故について(報告第2号関係) …… (45)

大村市職員の退職手当に関する条例の改正概要（第32号議案関係）

1 失業者の退職手当の内容

市職員（臨時職員、パート職員等を除く。）は、雇用保険の適用から除外されており、退職した場合に雇用保険の失業等給付は支給されないが、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険の失業等給付相当額に満たず、かつ、一定の期間失業しているときは、本条例に基づき、その差額を失業者の退職手当として支給している。

【失業者の退職手当の支給イメージ】

市 職 員	退職手当 (A)	失業者の退職手当 (B) - (A)
		← 差額 →
加 入 者 雇 用 保 険	雇用保険の失業等給付相当額 (B) (基本手当の日額×給付日数) + 移転費等	

2 改正の理由

雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものである。

3 改正の概要

- (1) 失業者の退職手当の算出に用いる給付日数を延長できる者の追加
災害の被害を受け離職した者などを追加する。
- (2) 移転費の支給対象者の追加
移転費の支給対象者に、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職する者を追加する。

※特定地方公共団体

職業安定法の規定による無料の職業紹介事業を行う地方公共団体

※職業紹介事業者

職業安定法の規定による届出をして職業紹介事業を行う者

4 施行日

- (1) 上記3の(1) 公布の日
- (2) 上記3の(2) 平成30年3月31日

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）

(2)

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p>れ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により提示した同法58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>附 則 1～10 略</p> <p>11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第</p>	<p>れ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>附 則 1～10 略</p>

改正後

4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

改正前

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第33号議案関係）

1 居住用超高層建築物の固定資産税及び都市計画税の見直し

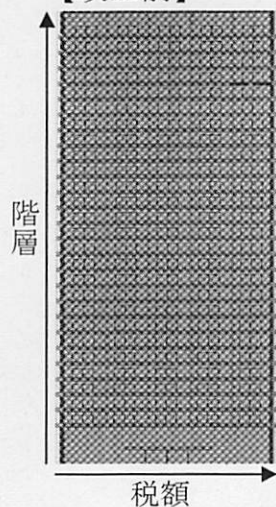
（大村市税条例第41条の2関係）

高さが60メートルを超え、複数の階に居住用の専有部分を有する建築物に係る固定資産税及び都市計画税について、各住戸に同一の額を課税する方法を見直し、高階層ほど高価格で取引される実際の取引価格の傾向を踏まえた額を課税する。

※平成29年1月2日以降に新築し、同年4月1日以降に売買契約を締結したものに適用

※【課税のイメージ】

【改正前】



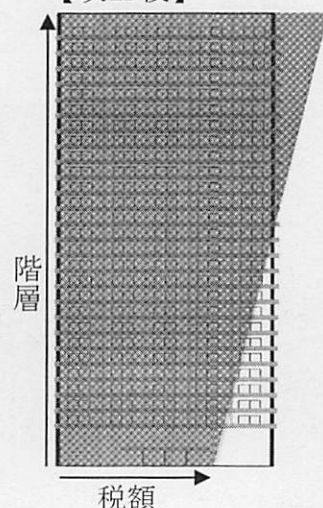
税額の計算方法

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}}$$

※専有床面積が同じ場合は、同じ税額が課税される。



【改正後】



税額の計算方法

$$\text{各住戸の税額} = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{補正率}}{\text{専有床面積（補正後）の合計}}$$

※専有床面積が同じ場合でも、高階層ほど高い税額が課税される。

$$\text{※N階の補正率} = 100 + 10 / 39 \times (N - 1)$$

2 わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の項目の追加

（大村市税条例第 36 条第 8 項～第 10 項、附則第 10 項の 17、第 10 項の 18、大村市都市計画税条例附則第 3 項、第 4 項関係）

地方税法の改正により、わがまち特例（地方税法で一律に定めていた課税標準の特例割合を同法の定める範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる仕組み）を定めることができる項目が追加されたことに伴い、保育の受け皿の整備等を促進する事業者等を優遇するため、次の項目に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を条例で定める。

	項目 (対象資産)	法改正前 (法の適用)	法改正後	
			法で定める特例割合の範囲	条例で定める割合
(1)	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員 5 人以下のものに限る。）の用に直接供する家屋及び償却資産	2 分の 1	3 分の 1 以上 3 分の 2 以下 (参酌基準:2 分の 1)	<u>2 分の 1</u>
(2)	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受ける施設の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）	特例なし	3 分の 1 以上 3 分の 2 以下 (参酌基準:2 分の 1)	<u>2 分の 1</u>
(3)	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	特例なし	2 分の 1 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準:3 分の 2)	<u>3 分の 2</u>

※(1)の事業は、市が条例で定める基準を満たし、市が認可した事業所が行う事業

3 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

(大村市税条例附則第 13 項の 7 関係)

住宅ローン控除の対象となる住居に入居した日から 10 年間、所得税から住宅ローン税額を控除しても住宅ローン税額に残額がある場合に、翌年度の個人住民税から当該残額を控除する特例措置の適用期限を延長する。

項目	改正前	改正後
特例措置の適用期限	平成 41 年度まで	平成 43 年度まで
特例措置の適用を受けることができる者	平成 31 年 6 月までに入居した者	平成 33 年 12 月までに入居した者

4 軽自動車におけるグリーン化特例の適用期限の延長

(大村市税条例附則第 15 項の 5～第 15 項の 7 関係)

軽自動車の環境性能に応じたグリーン化特例の適用期限を 2 年間延長する。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに最初の車両番号の指定を受ける 3 輪以上の軽自動車(低燃費・低排出ガス車)について、当該指定を受ける年度の翌年度分の軽自動車税を軽減する。

最初の車両番号の指定	特例措置の適用
平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年度分の課税に適用
平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年度分の課税に適用

※軽減率は、軽自動車の環境性能に応じて 75%、50%又は 25%

5 自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置の追加

(大村市税条例附則第 16 項～第 16 項の 4 関係)

グリーン化特例の特例措置の適用を受ける軽自動車が自動車メーカーの不正行為により、特例措置が適用されず、当該軽自動車に係る軽自動車税に納付不足額が生じた場合は、当該自動車メーカーを賦課期日現在における当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなし、当該不足額に 10%を上乗せした額を課税する。

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

(8)

改正後	改正前
<p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第28条の2第1項の規定による申告書 (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める</p>	<p>(所得割の課税標準) 第26条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて</p>

改正後	改正前
<p>ときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書 (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付) 第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第32条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定に</p>	<p>やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の8 所得割の納税義務者が、第26条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付) 第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第32条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定に</p>

改正後	改正前
<p>よる納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当</p>	<p>よる納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当</p>

改正後	改正前
<p>初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法</p>	<p>初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同</p>

改正後	改正前
<p>第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第32条の7 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の</p>	<p>法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第32条の7 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相</p>

改正後	改正前
<p>割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p>

改正後	改正前
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第394条の5までに定める額とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 略</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第41条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第41条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有者等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)</p> <p>第41条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第54条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第54条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第54条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第54条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第54条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の</p>	<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第41条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第54条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第54条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第54条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第54条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第54条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第54条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第54条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年</p>

改正後	改正前
<p>の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>10 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第5項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>10の2～10の6 略</p> <p>10の7 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>10 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第5項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</p> <p>10の2～10の6 略</p> <p>10の7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
10の8 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の8 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の9 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の9 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の15 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。	10の16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
10の17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の17 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
10の18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。	10の18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

改正後	改正前
<p>10の18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の19～10の22 略</p> <p>10の23 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>10の24 略</p> <p>10の25 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>10の26 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>10の27 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について</p>	<p>10の19～10の22 略</p> <p>10の23 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>10の24 略</p> <p>10の25 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>10の26 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>10の27 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について</p>

改正後	改正前
<p>て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の28 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の29 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38</p>	<p>て、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>10の28 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>10の29 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する補助金等 (6) 略</p> <p>10の30 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10の31 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>項に規定する補助金等 (6) 略</p>

改正後	改正前
<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の32 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略</p> <p>11～13の6 略</p> <p>13の7 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務</p>	<p>10の30 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略</p> <p>11～13の6 略</p> <p>13の7 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、附則第13項の4の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務</p>

改正後	改正前
<p>者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8～13の15 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から附則第15項の7までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div>	<p>者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>13の8～13の15 略 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>15 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から附則第15項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div>
<p>15の2 略</p> <p>15の3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第15項の6及び附則第15項の7において同</p>	<p>15の2 略</p> <p>15の3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第65条の規定の適用につ</p>

改正後	改正前
<p>じ。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車 税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>15の4 略</p> <p>15の5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以 上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽 自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車 税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31 年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の2の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。</p> <p>15の6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以 上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽 自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車 税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31 年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の3の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。</p> <p>15の7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以 上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対す る第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年 4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定</p>	<p>いては、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p> <p>略</p> <p>15の4 略</p>

改正後	改正前
<p>を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第15項の4の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>16 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に附則第15項の2から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>16の2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>16の3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>16の4 附則第16項の2の規定の適用がある場合における第12条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、</p>	<p>16 削除</p>

改正後	改正前
<p>「納期限（附則第16項の2の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</p> <p>17～21 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>21の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡</p>	<p>17～21 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>21の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡</p>

改正後	改正前
<p>所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>21の3の2～28 略</p> <p>29 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>30～36の20 略</p> <p>36の21 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定</p>	<p>所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合には、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>21の3の2～28 略</p> <p>29 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第26条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>30～36の20 略</p> <p>36の21 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出</p>

改正後	改正前
<p>の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>36の22～36の25 略</p> <p>36の26 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第28条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>36の27 略</p> <p>36の28 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の</p>	<p>されたもの限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>36の22～36の25 略</p> <p>36の26 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>36の27 略</p> <p>36の28 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の</p>

改正後	改正前
<p>適用がある場合（附則第36項の25後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第36項の25前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の附則第36項の26に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>36の29～41 略</p>	<p>適用がある場合（附則第36項の25後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第36項の25前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>36の29～41 略</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

(30)

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分</p>

改正後	改正前
<p>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>

改正後	改正前
<p>1 2 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項、第9項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 (読替規定)</p> <p>1 3 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>1 1 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項、第8項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 (読替規定)</p> <p>1 2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
大村市黒木山小屋	大村市黒木町1037番地2	大村市黒木山小屋	大村市黒木町1037番地2
大村市古賀島スポーツ広場	大村市古賀島町595番地2	大村市小路口テニスコート	大村市小路口町764番地8
略		大村市古賀島スポーツ広場	大村市古賀島町595番地2
		略	

大村市工場立地法に基づく準則を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 785 1131 840"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p> <p>(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 785 2116 840"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			

町の区域の変更位置図

4
〒

埋立工事中

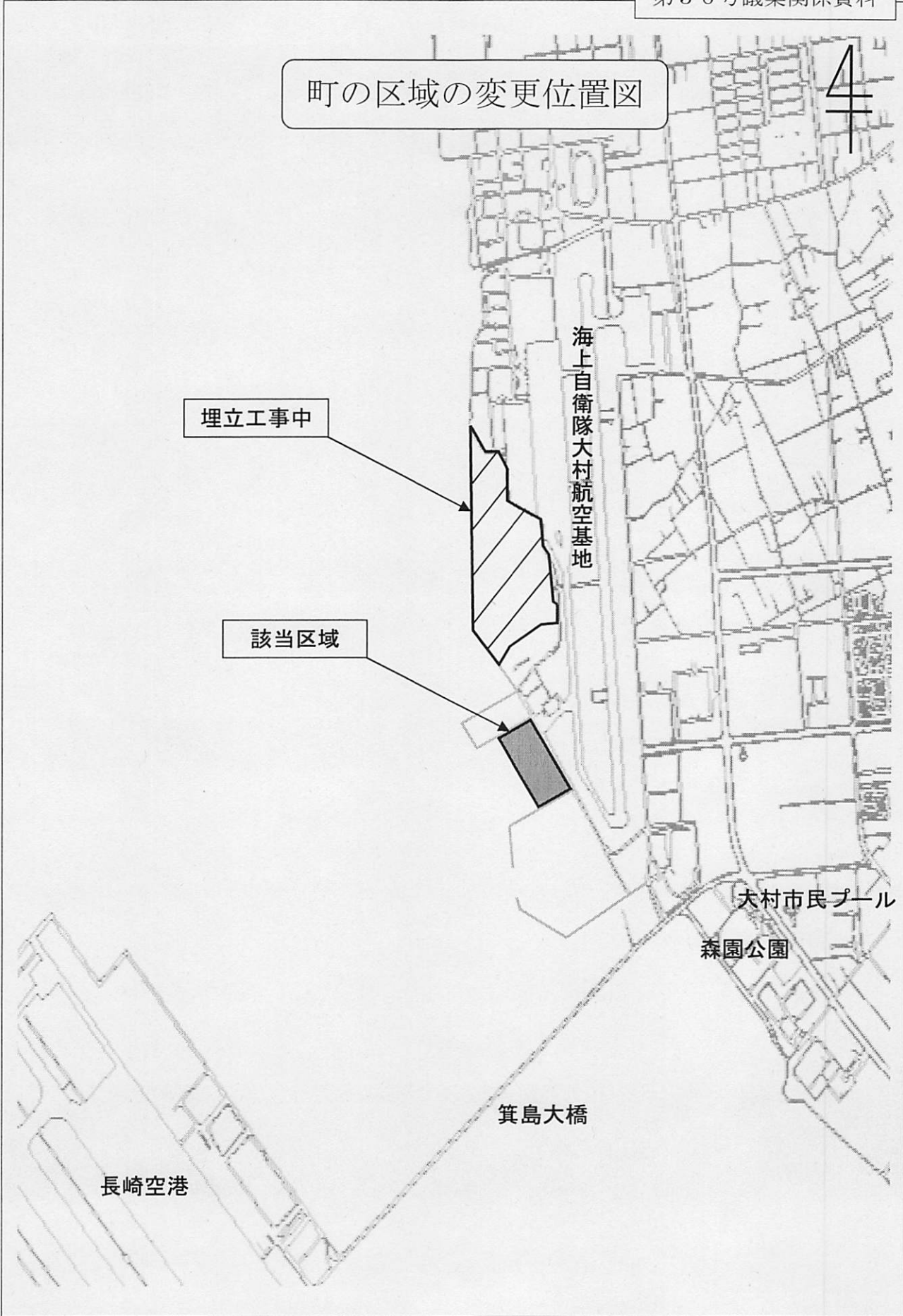
該当区域

海上自衛隊大村航空基地

大村市民プール
森園公園

箕島大橋

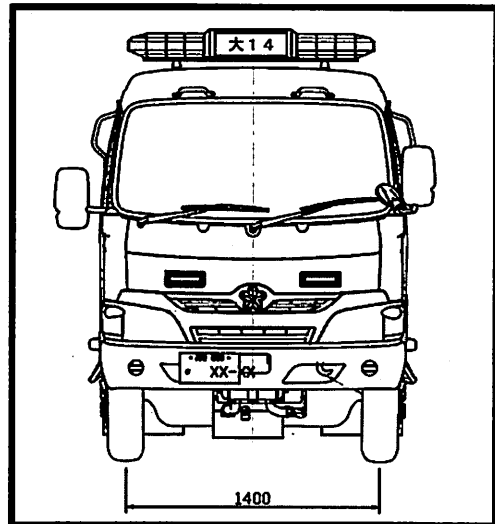
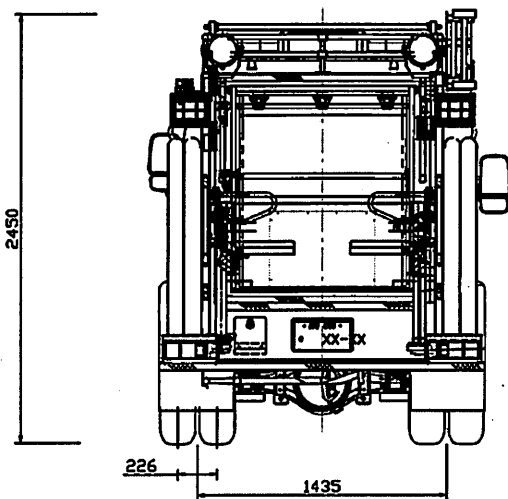
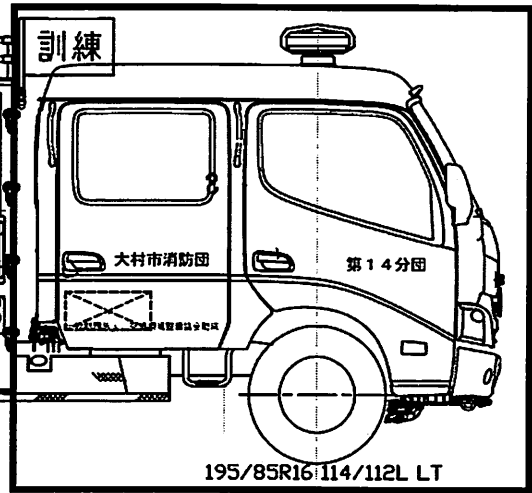
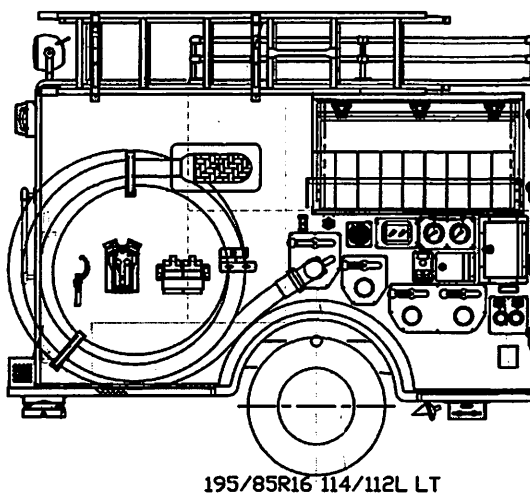
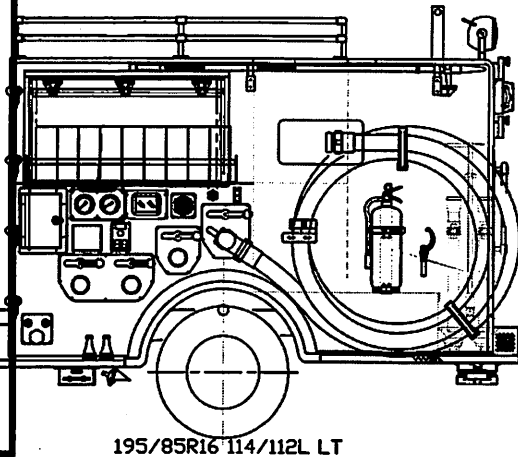
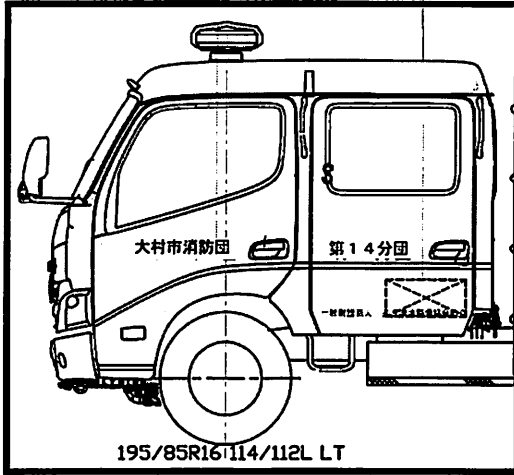
長崎空港



消防ポンプ自動車図面

0 助手席 2名 110kg 1100 後席 3名 165kg

※図内の四角で囲まれている部分の外装については、確定ではありません。



物品等入札状況調書(公表用)

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 平成29年5月24日(水) 午前11時30分 第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	中央電気防災(株)	2	18,500,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	①	18,000,000			落札
3	(株)やすなが		-			失格
4	長崎日産自動車(株) 大村営業所		-			失格
5	松尾医療器(株)	3	18,650,000			
6	西日本繊維株式会社	4	18,800,000			
7	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	5	19,100,000			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

平成29年5月24日

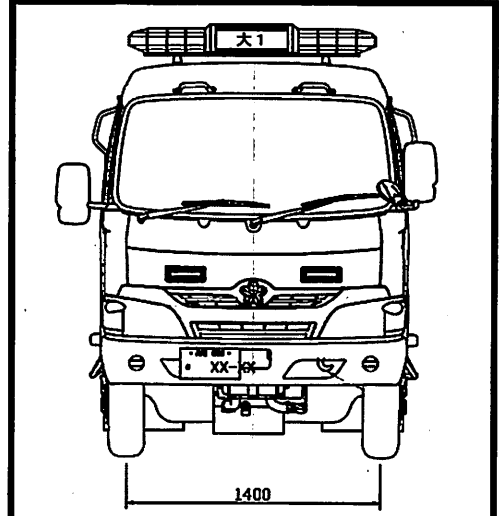
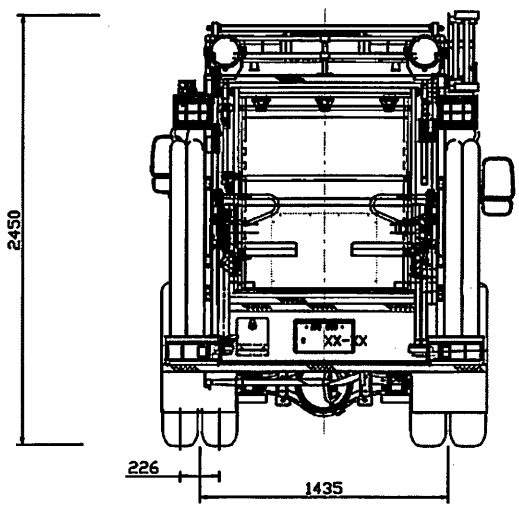
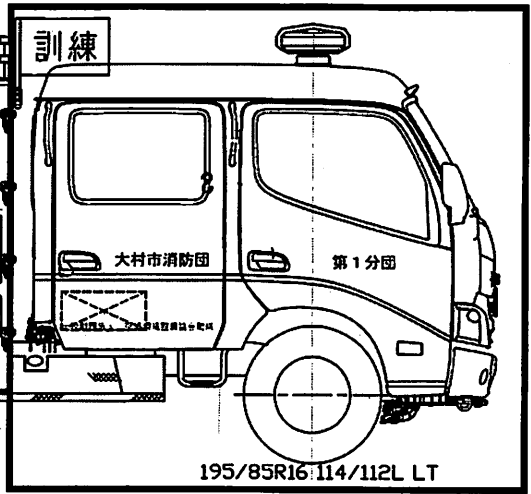
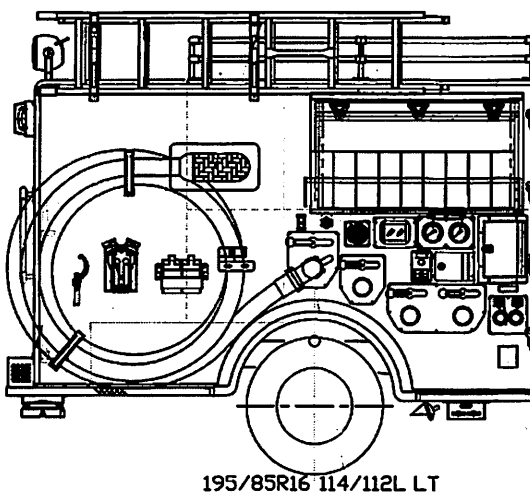
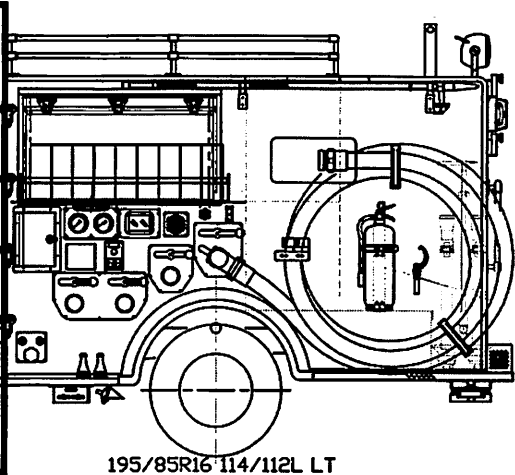
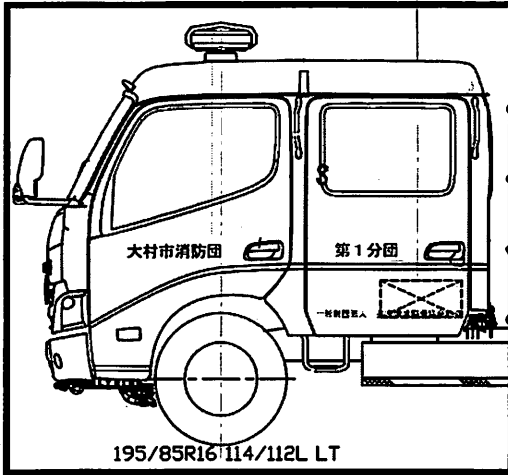
上記の金額に100分の8に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

大村市長 園田 裕史

消防ポンプ自動車（操法仕様）図面

0 助手席 2名 110kg 1100 後席 3名 165kg

※図内の四角で囲まれている部分の外装については、確定ではありません。



物品等入札状況調書(公表用)

入札物件 消防ポンプ自動車(操法仕様) 担当課 安全対策課

入札日時・場所 平成29年5月24日(水) 午前11時45分 第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	中央電気防災(株)	2	18,900,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	①	18,300,000			落札
3	(株)やすなが		-			辞退
4	長崎日産自動車(株) 大村営業所		-			失格
5	松尾医療器(株)	3	19,200,000			
6	西日本繊維株式会社	4	19,500,000			
7	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	4	19,500,000			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

平成29年5月24日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の8に相当する額を加算した金額が
法律上の申込みに係る価格である。

大村市消防団員等公務災害補償条例の改正概要（第39号議案関係）

1 改正の概要

非常勤の消防団員（消防作業従事者等を含む。）が、消防作業等を行ったことを原因としてケガなどを負い、この条例に基づく損害補償等の支給を受ける場合、当該消防団員に扶養親族がいる場合は、補償基礎額に一定の額を加算した額を支払うこととなっている。

その加算額は、国が定める「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の額に準じているが、当該政令が改正されたため、この条例も同様の改正を行う。

条例第5条第3項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	加算額	433円	217円	217円			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	367円	367円			
改正後	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	333円	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	—	—	300円			

※ ■■■改正部分

2 施行日

平成29年4月1日（施行日以降に支給すべき事由が生じた損害補償等に適用）

大村市消防団員等公務災害補償条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常</p>

改正後	改正前
<p>防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については、367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>

大村市国民健康保険条例の改正概要（第40号議案関係）

1 低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

物価の上昇による影響で軽減対象者の範囲が縮小しないよう、低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額を引き上げるもの

【改正前】

$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 26.5 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 48 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$



【改正後】

$$5 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 27 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

$$2 \text{ 割軽減基準額} = \text{基礎控除額} (33 \text{ 万円}) + 49 \text{ 万円} \\ \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

※モデルケース：被保険者数（世帯主を含む。）3人の世帯

	【改正前】	➔	【改正後】
5割軽減世帯の所得金額上限	112.5万円		114万円
2割軽減世帯の所得金額上限	177万円		180万円

2 施行日

平成29年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

(44)

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>

農免農道上の自動車破損事故について（報告第2号関係）

1 経緯

(1) 専決第4号関係

平成29年4月10日（月）午後5時50分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通乗用車①が農免農道諫早西部3期を走行中、道路左側の陥没箇所（縦100cm、横50cm、深さ10cm）に気付かず通過した際、左前輪のホイールを損傷した。

(2) 専決第5号関係

上記(1)の事故の約10分後、同農免農道を走行していた相手方使用の普通乗用車②が上記(1)と同じ陥没箇所に気付かず通過した際、左前輪のホイール及びタイヤを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生した道路の陥没箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、陥没箇所の補修工事を行った。

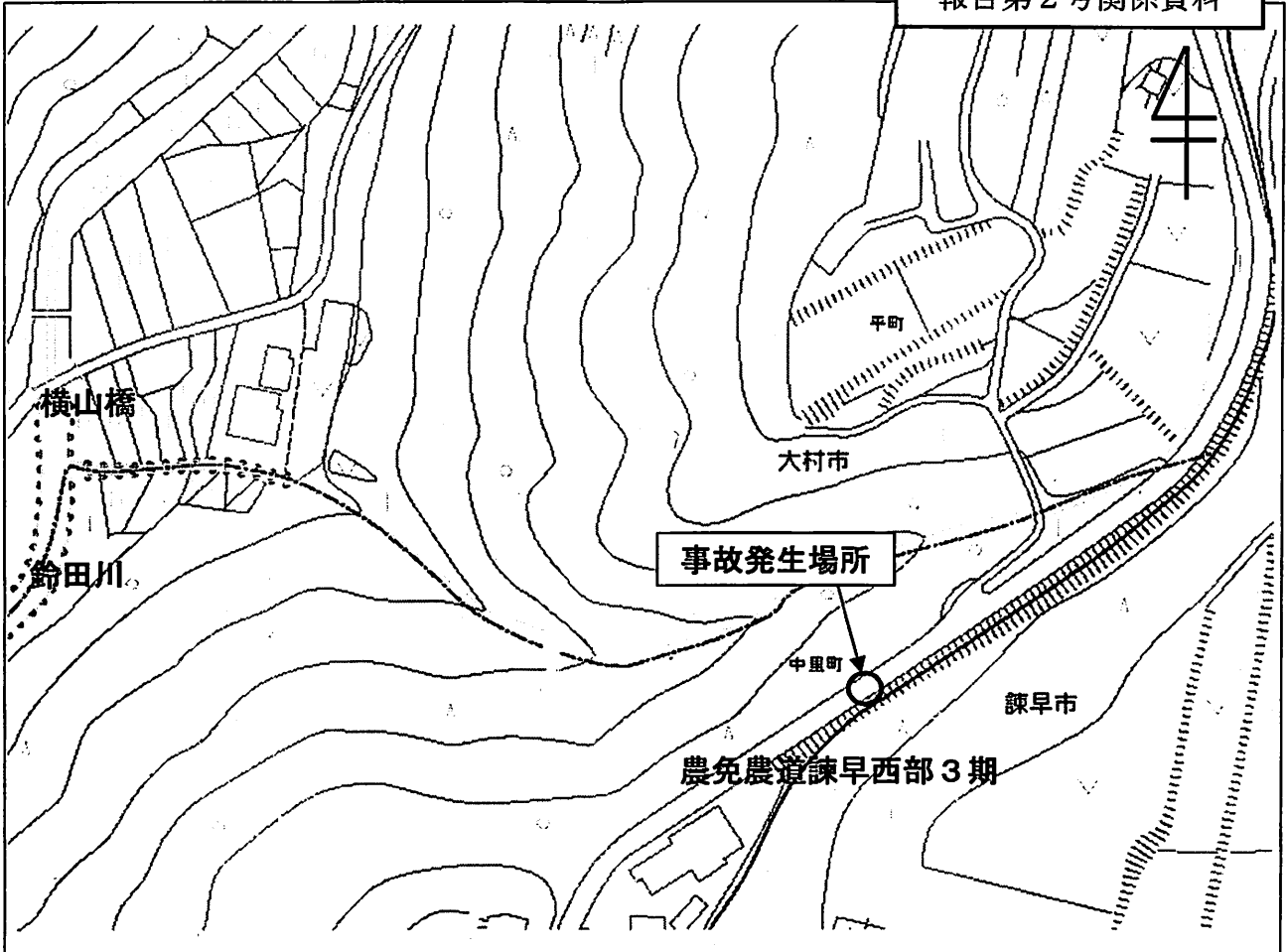
3 示談内容

(1) 専決第4号関係

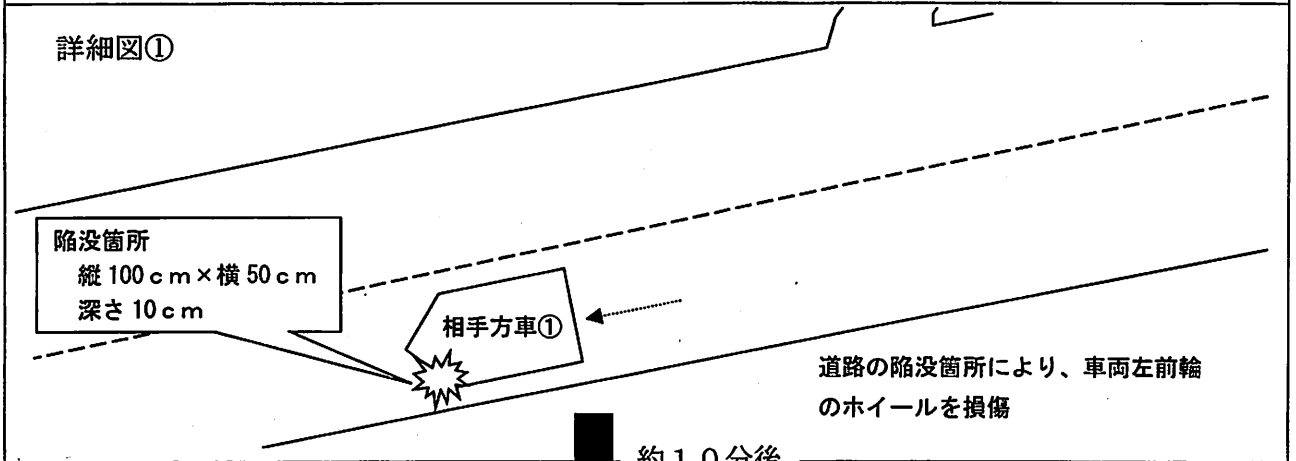
大村市は、相手方に対し、修理費のうち20,504円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

(2) 専決第5号関係

大村市は、相手方に対し、修理費のうち37,811円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図①



約10分後

詳細図②

